8人第374号

令和8年（2026年）11月25日

長野県行政機構審議会会長　様

長野県知事　阿　部　守　一

社会情勢の変化を踏まえた県の行政機構のあり方について（諮問）

人口減少・少子高齢化の進行等により、行政サービスを支える人材の不足が深刻化しています。また、社会経済情勢の変化に伴い、県民ニーズや地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。とりわけ、広大な県土に多数の市町村が存在し、中山間地域を多く有する本県においては、将来にわたり、地域の実情に応じた持続可能で質の高い行政サービスを提供できる体制を確保することが喫緊の課題となっています。

国では、第34次地方制度調査会において、深刻化する人材不足やデジタル技術の進展等を踏まえ、持続可能な形で行政サービスを効果的に提供していくための国・都道府県・市町村間の役割分担等について調査審議が行われています。また、本県では「県と市町村との協議の場」において、市町村同士の連携や県による支援のあり方など、県と市町村の行政体制の最適化に関する検討を進めています。

こうした社会情勢や国における議論等を踏まえ、県として今後果たすべき役割と必要な機能を整理するとともに、ＡＩを含めたデジタル技術の活用等による事務の効率化とあわせて、部局や地域を越えて、限られた行政資源の適切な配置を検討する必要があります。

特に、現地機関には、各機関が有する専門性を生かしながら、最前線で課題解決に当たる機能を一層高めることが求められます。このため、本庁との役割分担の見直しや事務の集約化なども視野に入れ、現地機関の機能及び組織体制を検討する必要があります。

ついては、今後の県民ニーズの変化、国・市町村との役割分担等に関する検討状況、デジタル技術の進展等を踏まえ、県が果たすべき役割の整理や本庁と現地機関の機能の見直しを含む県の行政機構のあり方について、長野県附属機関条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。